
市町村の現場から寄せられた

選挙管理の実務に
関する Q & A

令和 5 年 版

令和5年版によせて

選挙の管理執行事務は、有権者が投じた貴重な一票を確実に政治に届けるために不可欠な手続であり、一連の事務作業は公職選挙法の規定に基づいて正確かつ公正に、瑕疵なく行われなくてはなりません。

しかし、もともと公職選挙法等の規定は技術的に詳細に規定され、そのうえ難解であることに加え、近年は法改正による規定の変更・新設が相次いだこと、そして期日前投票制度や不在者投票制度の利用者が選挙のたびに増加していることなどにより、選挙事務は複雑化の一途をたどっており、瑕疵なく執行することは決して容易なことではありません。さらに、投・開票所における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防への対応策が求められるようになったこともあり、選挙管理事務担当者への負担はますます大きくなっています。

にもかかわらず、地方自治体では人員不足や異動サイクルの短期化などを背景に、選挙管理委員会事務局の職員が選挙事務に熟達しづらいケースが増えています。その結果、選挙事務の執行に必要な知識や経験が不十分なまま、不安や疑問を抱えながら選挙に臨まざるを得ない職員が増えており、これが選挙事務におけるミス発生の一因となっているとの指摘もあります。

このような状況を受け、私たち一般社団法人選挙制度実務研究会では、選挙の管理執行の実務を担う人材育成事業の一環として「選管サポート事業」をスタートしました。本事業は本研究会に会員登録をいただいている全国の選挙管理委員会の皆様からの質疑への回答や課題解決に、当研究会の選挙制度や選挙管理事務の専門家である理事などが直接回答するもので、事業開始以来、全国の選挙管理委員会

から寄せられたさまざまな質問や課題の解決をサポートしてまいりました。令和3年(2021年)1月には、本事業に寄せられた質問とその回答をまとめた「市町村の現場から寄せられた 選挙管理の実務に関する Q&A 令和3年版」を発行、翌年にも「令和4年版」を発行し、選挙事務に携わる多くの皆様にご利用いただいております。

本書は、令和4年版以降に新たに寄せられた質問とその回答をまとめたもので、これまで同様に選挙人名簿の調製、投・開票事務、選挙運動、政治活動など、選挙制度や選挙の管理執行事務に係るさまざまな質問を一般化した上で、Q&A形式で各質問に対する本研究会の見解を紹介しています。

当然ながら各質問にはそれぞれ固有の背景があるため、本書で示した見解や回答が、必ずしも皆様の抱えている疑問や不安の解消に直接繋がるとは限りませんが、疑問や不安の解消の一助として、これまでのものも含めご活用いただき、瑕疵のない円滑な選挙事務の管理・執行にお役立ていただければ幸いです。

令和5年7月

一般社団法人 選挙制度実務研究会

代表理事 小島 勇人

目 次

第1章 選挙管理事務

選挙人名簿

- 1 失権者の転出にかかる処理 …… 14
- 2 活動実績のない政治団体による選挙人名簿閲覧の可否 …… 15
- 3 基準日以降に基準日前の日に刑期満了を終えた旨の通知を受けた者を選挙人名簿に登録すべきか否か …… 16
- 4 刑事訴訟法に基づく個人情報の照会への対応 …… 17
- 5 住民票を職権消除された者の選挙人名簿から抹消すべき時期 …… 18
- 6 記憶喪失で戸籍がない者の選挙人名簿登録 …… 19
- 7 10月31日(日)に選挙人名簿から転出後4か月経過抹消される場合の転出日はいつか …… 20
- 8 再転入者の選挙人名簿の表示の消除 …… 20
- 9 選挙人名簿の登録の移替えの停止期間について …… 22
- 10 選挙人名簿の登録の移替えの停止時期 …… 23
- 11 帰化した者を選挙人名簿に登録する時点 …… 23
- 12 補正登録で選挙人名簿登録者数が増えた場合の選挙運動支出制限額の変更告示の要否 …… 24
- 13 捜査協力のために警察への選挙人名簿の登録情報を提供することの可否 …… 25

在外選挙人名簿

- 1 在外選挙人名簿の被登録資格等の市区町村を超えての確認 …… 26
- 2 住所変更した在外選挙人への投票用紙等の交付の可否 …… 26
- 3 在外選挙人証と投票用紙の同時送付の可否 …… 28
- 4 転入後、再度国外転出した者の在外選挙人名簿抹消の時期 …… 29

投票所・投票事務関係

- 1 同日選挙が行われる場合の投票の順序 …… 31
- 2 投票所と開票所を同一施設内に設置することの可否 …… 31
- 3 一般の投票用紙により点字投票をしてしまった場合の対応 …… 32
- 4 転出者への投票所入場券の送付 …… 33
- 5 転出後4か月が経過した者の投票の可否 …… 33
- 6 投票所入場券を郵便局に持ち込む時期 …… 34
- 7 期日前投票で投票所ごとに投票箱の数が異なることの可否 …… 36
- 8 1つの投票箱に複数の選挙の投票を入れることの可否 …… 37
- 9 市議会議員補欠選挙の執行が確定しない段階での投票所入場券に係る対応 …… 38
- 10 転入者による転出元の市区町村との二重投票の回避 …… 39
- 11 投票の保留と棄権の違い …… 41
- 12 投票箱に何も入っていないことの確認 …… 42

13	選挙期日に選挙人が来場する見込みがない当日投票所における投票箱に何も入っていないことの確認の方法	43
----	--	----

投票録

1	投票録における会計年度任用職員の分類	45
2	在外投票は投票録にどう記載したらよいか	46

期日前投票

1	1つの期日前投票所で2つの選挙区の投票の事務をすることの可否	47
2	投票管理者の居べき場所	48
3	選挙管理委員会の委員を期日前投票の投票管理者に選任することの可否	49
4	期間が重複する複数の選挙に係る期日前投票の宣誓書を1つにまとめることの可否	50
5	複数執行される選挙の期日前投票をそれぞれ別の日に行う選挙人の投票所入場券・期日前投票宣誓書の取扱い	51

不在者投票、代理投票

1	新型コロナウイルス感染者の不在者投票	52
2	不在者投票を外部立会人が送致することの可否	54
3	不在者投票用紙等の再交付の可否	55
4	親から子の名義による不在者投票用紙等の請求の可否	55
5	不在者投票が有効票となる時点はいつか	56

6	不在者投票用紙等の送付先を自宅とすること	57
7	不在者投票予定者による期日前投票の可否	58
8	不在者投票外封筒に選挙人以外の者の氏名が記載されている場合の対応	59
9	代理投票には宣言書が必要か	60

郵便等投票

1	郵便等投票の住所地以外への送付の可否	62
2	郵便等による不在者投票の対象者の範囲	63
3	郵便等投票の対象となる障害について	64
4	郵便等投票証明書の交付を受けている者の期日前投票所での投票の可否	65
5	郵便等投票の申請者と代理記載人の住所が異なる場合の対応	66
6	郵便等投票の代理記載人に全くの第三者を指定できるか否か	66
7	海外から帰国後14日間(待機期間中)の者の特例郵便等投票	67

開票事務関係

1	開票立会人選任の手続	69
2	一括点検開票方式のメリットや注意点	70
3	同日に行われる2つの選挙の開票開始の時刻をずらすことの可否	71
4	開票管理者の職務代理者を開票立会人に選任することの可否	71
5	小選挙区の開票管理者と比例代表選挙の開票立会人を兼任することの可否	72

- 6 選挙管理委員会委員を開票立会人に選任することの可否…………… 72
- 7 「無所属」は他事記載に当たるか否か…………… 73
- 8 按分の基礎票とすることができる例…………… 73
- 9 国民審査の投票用紙の裏面に「×」が書かれていた場合の対応 …… 74
- 10 投票用紙に記載された文字に色素がなく記載内容が判別できない投票の取扱い …………… 75

立候補

- 1 立候補届出書の氏名欄の振り仮名と呼称欄の振り仮名が違う場合の対応…………… 76
- 2 旧姓を通称認定することの可否…………… 76

当選関係

- 1 当選証書の住所表記 …………… 78
- 2 市と請負関係にある者の当選にかかる手続 …………… 78
- 3 請負関係をやめない場合の当選人の失格…………… 79
- 4 兼業禁止規定に該当するかどうかの判断…………… 81
- 5 当選無効者の繰上補充 …………… 82
- 6 市議会議員の補欠選挙において当選人が不足した場合の取扱い …… 83

その他選挙管理事務

- 1 外部団体と選挙管理委員会との連携…………… 85
- 2 ポスター掲示場の写真をウェブ掲載することの可否 …………… 87
- 3 供託書の返還の必要性 …………… 88
- 4 市の広報部が市長の出馬表明文書を発出することの可否…………… 89

- 5 効力決定済みの投票用紙を市外の民間の倉庫に保存することの可否…………… 90
- 6 立候補予定者への取材に市職員が関与することの可否 …………… 91
- 7 補欠選挙の告示日までにポスター掲示場ができない場合の対応 …… 92
- 8 補欠選挙で選出すべき議員の数…………… 93
- 9 補欠選挙告示前に市議会が解散した場合の対応 …………… 94
- 10 選挙運動公費負担に係る支払いの時期…………… 95

第2章 選挙運動

事前運動

- 1 現職国会議員と市議会議長の対談が事前運動に当たるか否か …… 98
- 2 告示前に選挙運動用ポスターをSNSに掲載すること …………… 98
- 3 告示前の後援会だよりをポスティングすることの可否 …………… 99
- 4 立候補予定者と行政区長による戸別訪問の可否 …………… 100
- 5 成人式会場で候補者の似顔絵を表示し、ビラを配布することの可否…………… 101
- 6 立候補予定者の後援会名義の文書配布の可否 …………… 102
- 7 現職の市長が議場で立候補表明することの可否…………… 103
- 8 市長選挙への出馬表明を記載したビラの配布 …………… 103
- 9 立候補予定者である現職市長の氏名が印刷された葉書の送付 …… 104
- 10 選挙直前に市長が防災無線で直接市民に呼び掛けること可否…………… 105

文書図画(挨拶状・葉書)

- 1 選挙運動用通常葉書差出票の候補者氏名表記…………… 106
- 2 首長が妻と連名で挨拶状を出すことの可否…………… 106

文書図画(ビラ)

- 1 無投票になった場合のビラの新聞折込みの取扱い…………… 108
- 2 ビラの紙の厚さの制限…………… 108
- 3 ビラの頒布責任者等…………… 109

文書図画(ポスター)

- 1 告示前の選挙運動用ポスター掲示の可否…………… 111
- 2 立候補予定者の写真と氏名を記載したポスターの掲示…………… 111
- 3 出陣式でポスターや看板などを掲示することの可否…………… 112

文書図画(インターネット)

- 1 告示前に事務所開きの告知を立候補予定者本人がホームページで告知することの可否…………… 113
- 2 立候補予定者のWeb広告…………… 113
- 3 SNSで街頭演説の告知をすることの可否…………… 114
- 4 立候補者のインタビュー生配信の可否…………… 115
- 5 労働組合が発する選挙啓発メール送付の可否…………… 116
- 6 確認団体による有料インターネット広告配信の可否…………… 117

文書図画(選挙公報)

- 1 選挙公報に掲載するプロフィールで特定の商品について言及することの可否…………… 118

- 2 選挙公報を議会だよりに転載することの可否…………… 119
- 3 選挙公報におけるイラスト・図の面積…………… 119

文書図画(看板・のぼり等)

- 1 本人のイラスト入りの「のぼり旗」を掲示することの可否…………… 121
- 2 選挙運動用自動車に取り付ける看板類の制限…………… 121

文書図画(その他)

- 1 後援会スタッフ用Tシャツの記載内容に関する制限…………… 122
- 2 腕章に記載する文字の大きさについて…………… 122
- 3 購読していない者の各戸に政党機関紙がポスティングされること…………… 124

演説会等

- 1 平常時における政治活動のためにする街頭演説を行う時間に関する規制…………… 125
- 2 公営施設における個人演説会…………… 126
- 3 告示日前に個人演説会の会場として公民館を予約できるか…………… 127

政見放送

- 1 村議会議員選挙における政見放送の可否…………… 128

選挙事務所

- 1 地区集会所を選挙事務所として使用することの可否…………… 129

選挙公営

- 1 候補者自身の自家用車を選挙運動に用いた場合の公費負担 …… 130
- 2 演説会を中止したものの会場をキャンセルしなかった場合の選挙公営 …… 130

寄附の禁止等

- 1 市議会が公費で香典を市内の者に供与することの可否 …… 132
- 2 市議会議員が他市の市議会議員選挙の立候補予定者に陣中見舞いを贈ることの可否 …… 133
- 3 現職市議会議員が所属する団体による市内の者への寄附の可否 …… 133
- 4 「陣中見舞い」は寄附に該当するか否か …… 134
- 5 選挙運動用自動車の無料貸与は寄附に該当するか否か …… 135
- 6 市議会議員が会長を務めるPTAからの寄附 …… 136
- 7 当選祝いの可否 …… 137
- 8 営利目的の印刷物に現職市長の顔写真を記載することの可否 …… 137
- 9 現職議員による石灯笼寄附の可否 …… 139
- 10 議員が支給されるべき期末手当の辞退等は寄附に該当するか …… 139
- 11 現職議員が副業のサービスを無償で行った場合、寄附の禁止に抵触するか …… 140
- 12 市議会議員から公道内の上水道の配水管の寄附を市が受けた場合の対応 …… 141
- 13 選挙管理委員会が有権者に記念品を渡すこと of 可否 …… 142

- 14 立候補予定者が元役員だった企業がするスポーツ大会への協賛の提供は寄附に該当するか否か …… 143
- 15 現職の議員が地域イベントに家族所有の土地を貸すこと of 可否 …… 144
- 16 懲戒処分として議員の報酬の一部を議員互助会に納入すること of 可否 …… 145
- 17 議員がボランティア活動にかかる費用を負担すること of 可否 …… 145
- 18 議会会派の積立金から提供する香典は寄附に当たるか否か …… 146
- 19 現職の議員が役員を務める企業の社名が入った街路灯を設置すること of 可否 …… 147
- 20 議会活動のチラシ配布を依頼した個人に謝礼を支払うこと of 可否 …… 148
- 21 市民からの質問への対応 …… 148
- 22 現職市議会議員の負担で市道に工事をすること of 可否 …… 149
- 23 町外の市議会議員から当町の社会福祉協議会への寄附に伴う広報紙へのお礼の掲載について …… 150
- 24 市長がクラウドファンディングに寄附すること of 可否 …… 151
- 25 町長によるクラウドファンディング出資の可否 …… 151
- 26 現職議員によるクラウドファンディングへ支援すること of 可否 …… 153
- 27 市長がクラウドファンディングに出資すること of 可否 …… 155

選挙運動費用

- 1 選挙運動費用収支報告書添付書面の閲覧 …… 157
- 2 選挙運動用音声の録音を個人に有料で委託すること of 可否 …… 157

3	寄附を受けた場合の収支報告書の記載	158
4	無投票になった場合の選挙運動費用	159
5	障害者施設にビラの証紙貼りを有償委託することの可否	160
6	出納責任者が支出できる最高金額を定めた書類の提出	161
7	選挙運動員への弁当提供の可否	161
8	親族や知人による無償労働	162
9	後援会事務所を選挙事務所として使用した場合の収支報告書の記載方法	163

その他

1	落選運動をするために立候補しようとしている者への対応	164
2	市議会議員選挙の出陣式を市所有の施設で行うことの可否	165
3	テープによる遊説の可否	165
4	町議会議員補欠選挙の立候補者が同時に執行される町長選挙の選挙事務員となることの可否	166
5	選挙後の挨拶行為の可否	167

第3章 政治活動

文書図画(ビラ)

1	政治活動用ビラへのQRコードの記載の可否	170
2	確認団体のビラに特定の候補者のシルエットを記載することの可否	171
3	議員活動報告のチラシの配布に関する時期的制限	171

文書図画(看板・のぼり旗等)

1	政治活動用看板の位置情報公開の是非	172
2	政治活動用事務所の看板にQRコードを記載することの可否	172
3	政治活動用事務所看板を後援会の役員会の際に掲示することの可否	173
4	行政書士事務所を営む現職の議員が、行政書士として氏名入り看板を出すことの可否	174
5	後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類について	175

文書図画(ポスター)

1	立候補予定者と弁士との2連ポスターを掲示することの可否	177
2	辞職した議員が写っている2連ポスターの掲示の可否	178
3	政治活動用ポスター撤去に関するルール	178
4	便乗再選挙における候補者等の政治活動用ポスターの掲示禁止期間	180

文書図画(その他)

1	市長の後援会による市政報告書配布	181
2	立候補予定者が所属団体の役職名を政党チラシに書くことの可否	182
3	立候補予定者による政治活動としての有料インターネット広告の配信の可否	182
4	告示前に立候補予定者が氏名を記した「たすき」を着用することの可否	183

その他

- 1 一般市の市議会議員による政治活動の可否 …………… 185
- 2 市議会議員選挙期間中の政治活動 …………… 186
- 3 公開討論会の開催についての注意点 …………… 187
- 4 確認団体の事務所の所在地が支援候補者の選挙事務所と同じであることの可否 …………… 188

第4章 その他

選挙管理委員会

- 1 会計年度任用職員の選挙管理委員会補充員選任の可否 …………… 190
- 2 選挙管理委員会委員長と選挙長を兼ねることができるか …………… 191
- 3 選挙管理委員による投票所の視察 …………… 192
- 4 委員長の退職の承認と委員長職務代理者の職務 …………… 193
- 5 選挙管理委員会委員と土地改良区総代を兼任することの可否 …………… 194

解職請求の可否

- 1 就職の日から1年以内の市長の解職請求の可否 …………… 196

選挙啓発葉書配布の可否

- 1 大学生による選挙啓発葉書配布の可否 …………… 197

選挙結果への異議の申出

- 1 選挙結果への異議の申出への対応 …………… 198

— 凡 例 —

●法令名・略称については以下の通りです

公選法 ……………公職選挙法

公選令 ……………公職選挙法施行令

公選則 ……………公職選挙法施行規則

ポ17次 ……………選挙関係実例判例集

第十七次改訂版(ぎょうせい 刊)

自治ポ15次 ……………地方自治関係実例判例集

第15次改訂版(ぎょうせい 刊)

逐条解説 令和3年改訂版

……………逐条解説 公職選挙法

令和3年改訂版(ぎょうせい 刊)

逐条自治法9次 ……逐条地方自治法 第9次改訂版(学陽書房 刊)

第 1 章
選挙管理事務

選挙人名簿

〔失権者の転出にかかる処理〕

Q₁ 本市の選挙人名簿に登録されている失権により表示中の者から市外転出の届出がなされたが、転出予定日からかなりの期間経過しても転出先予定市区町村からの転入した旨通知がない(=新住所地での転入届が未提出である)場合、転出予定先の市区町村の選挙管理委員会に対して公選令第1条の3第1項の規定による通知を行うべきでしょうか。

〈参考〉公選令第1条の3第1項

市町村の選挙管理委員会は、法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

A. 転出届後、一定期間を経過しても転出先とされる市区町村長から転入した旨の通知が来ない場合は、当該失権者の失権情報を取り扱う必要がなくなった旨などを、本籍地の市区町村長に通知します。

一般的には、当該市区町村において選挙人名簿に登録されているか否かにかかわらず、当該市区町村に住所を有する選挙権を有しない者(公選法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法第28条)が他の市区町村に住所を移したことを知ったときは、遅滞なく、当該者に係る失権情報を当該地の市区町村に通知することとされています(公選令第1条の3第1項)。この場合の「知ったとき」については、転出先の市区町村から転入した旨の通知に係る市区町村長と選挙管理

委員会との相互通報により知り得たときと考えられますので、定期的に転出先市区町村から転入した旨の通知が届いているかどうかを確認するのが適当です。

本件のように、転出届が出されていても、転出先予定市区町村に転入届が出されていないこともありますので、転出予定日から相当期間（約2か月程度）を経過しても、どこの市区町村からも転入した旨の通知が届いていないときは「住民票が職権削除され住民票がなくなった場合」に該当するものとして、本籍地の市区町村長にその旨と、最終住所地の選挙管理委員会が当該失権者情報を取り扱う必要がなくなった旨を併せて通知することが望ましいでしょう。現行の公選令第1条の3第1項には、職権削除後の取扱いに関する規定等はありませんが、該当者の失権情報について、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会が取り扱う必要がなくなった旨と、該当者がいずれかの市区町村において住民登録を行った場合に、再度当該住民登録を行った市区町村の選挙管理委員会に公選令第1条の3第1項の通知が必要である旨を、本籍地の市区町村長に通知することが、運用上必要と考えられます。

（公選令第1条の3関係）

〔活動実績のない政治団体による選挙人名簿閲覧の可否〕

Q₂

市内の某政治団体から選挙人名簿の抄本の閲覧の申出がありました。当市においては、必要書類として申出書、政治団体設立届出書の写しのほか、活動実績を示す書類（①予算書・事業計画書の写し、②直近の会計帳簿の写し、③前年の収支報告書の写し、④定期的に発行している機関紙・誌、⑤その他委員会が適当と認めるもの）としていますが、当該政治団体は去年12月に設立したばかりで、記載するような収支はなく（直近も0で提出しています）、上記にあるような予算書や定期的に発行している機関紙もないとのことで、具体的活動実績を示せるものがまだありません。

以上の場合において、収支0の報告をした収支報告書の写しを提出してもらうことにより、閲覧を許可してもよいのでしょうか。

A. 会計帳簿の写しの提出を受けることが適当です。

政党その他の政治団体の政治活動のためにする選挙人名簿の抄本の閲覧については、公選法第28条の2で認められるとともにその申請について規定され、具体的には公選則第3条の2において、設問における申出書に添付すべき必要書類が規定されています。

同条第2項第2号では閲覧申出者が政党その他の政治団体であるときの申請書に添付する書類について、①当該申出者に係る政治資金規正法第6条第1項による政治団体の届出書の写し、②当該申出者の政治活動の実績を示す資料とされています。この書類の例示としては、政治資金規正法第12条の収支報告書の写し、同法第9条の会計帳簿の写し、機関紙、ビラ、ポスターの写しなどが想定されますが、これらの書類の添付を求めているのは、申出者である政治団体が平素から政治活動を行っている政党その他の政治団体であることを確認するためです。少なくとも政治団体には、会計帳簿の備付が政治資金規正法第9条の規定による義務とされていますので、その写しの提出を受けることが適当と考えられます。

(公選法第28条の2関係)

〔基準日以降に基準日前の日に刑期満了を終えた旨の通知を受けた者を選挙人名簿に登録すべきか否か〕

Q₃ 当市では、10月24日に参議院議員補欠選挙が予定されており、10月6日が選挙人名簿の選挙時登録の基準日・登録日です。基準日以降に本籍地から刑期満了の通知が届き、刑期満了日が10月4日だった者について、選挙人名簿に登録する必要がありますでしょうか。

A. 公選法第26条の規定による補正登録をします。

本件に係る当事者が10月6日の選挙人名簿の選挙時登録の基準日・登録日現在において、国籍要件、年齢要件と住所要件を満たしてい

るという前提ではありますが、基準日現在において欠格事由が消滅しているとされる当該通知を受けたことにより、「当該登録の際に選挙人名簿に登録資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知った場合」に該当するものと考えられます。よって公選法第26条の規定による補正登録をし、その旨を直ちに告示をするのが適当と考えられます。

(公選法第26条関係)

〔刑事訴訟法に基づく個人情報の照会への対応〕

Q₄

所轄署の司法警察員(知能犯係)から当町選挙管理委員会に対し、刑事訴訟法第197条第2項の規定による捜査関係事項照会がありました。照会理由は「詐偽投票の捜査のため」、求める情報は「令和3年6月1日に定時登録された選挙人名簿」とされています。このように今回の照会は、対象者(被疑者等)を特定しておらず、かつ、数多くの選挙人の個人情報を求める内容となっており、照会内容の妥当性に疑問があります。一方で、本照会は、警察の正式な手続を経て行われていることから、捜査上の必要性はあるとも考えられ、対応に苦慮しています。このような選挙人名簿情報の照会に応じることについて、問題点や注意事項等がありましたら、ご教示ください。

A.

選挙人名簿全体の提供は控え、捜査対象者を限定した上で照会するよう所轄署と相談してください。

捜査対象者を限定してもらうなど、改めて捜査関係事項の発出を当該所轄署と相談するのが適当と考えられます。今回の照会のように、捜査対象の範囲が定まらない中で、対象外の多くの個人情報の提供は慎重になすべきでしょう。そのことについて丁寧に説明し、当該所轄署の理解を求めるのが適当です。

なお、刑事訴訟法第197条2項の規定により報告を求められた公務所、団体は、報告すべき義務を負うと解されています。したがって、市区町村選挙管理委員会は、これに応ずる義務がありますが、同項に規定